

規程 No. 1 - 2

会員規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、定款第6条に基づき、「一般社団法人ソーシャルサポートアソシエーション・ルーツ」(以下「当法人」という。)の会員資格並びに入退会に関して必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

第2条 (会員)

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 一般会員 当法人が開催する研修会・講習会に参加するために入会した個人・企業又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人・企業又は団体

第2章 入会

第3条 (入会手続き)

当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事に提出しなければならない。

2.理事は、前項の申し込みがあったときは、第4条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、代表理事はこれを入会申込者に対し通知する。

3.第5条に定める会費の納入日を入会日とする。

第4条 (会員資格基準)

当法人の会員になろうとする者が前条の申し込みをしたとき、理事は次の各号の一に該当するときは、入会を承認しないことがある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していない
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがある
- (3) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社

会規範に反するとき、また、その恐れがあると総会で決議したとき

(5) その他当法人が不適切と判断したとき

第5条（会費）

当法人の会費は、次の通りとする。

会員種別		年会費
正会員		1口 10,000円（1口以上）
一般会員	個人	1口 3,000円（1口以上）
	企業又は団体	1口 5,000円（1口以上）
賛助会員	個人	1口 1,000円（1口以上）
	企業又は団体	1口 3,000円（1口以上）

2.初年次の年会費は、入会日の属する事業年度の終了日まで有効とする。

第6条（会員の権利）

当法人の会員は、次の権利を有する。

（1）正会員

- ・当法人の総会に出席し、議決に参加することができる。
- ・当法人の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる。
- ・当法人の事業に参加し、全てまたは一部を利用することができる。

（2）一般会員

- ・当法人の事業に参加し、全てまたは一部を利用することができる。

（3）賛助会員

- ・当法人の事業に参加し、全てまたは一部を利用することができる。

第7条（会員の義務）

当法人の会員は、定款並びにその他規程及び総会の議決事項を遵守しなければならない。

2.当法人の会員は、すべての会員に対し敬意をもって接するものとし、良識をもって常識をわきまえた行動をしなければならない。

3.登録事項に変更が生じたときは、速やかに登録事項変更届を理事に提出しなければならない。

第8条（経費等の負担）

会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2.会員は、第5条に定める会費を納入しなければならない。

第3章 退会

第9条（退会）

会員が当法人を退会する場合には、当法人に対して退会届を代表理事に提出しなければならない。

第10条（除名）

正会員が、次の各号の一に該当するときは、総会においてすべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。弁明の機会の通知は1週間前までに行わなければならない。

- （1）本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき。
- （2）定款その他本会の規定に違反し、又は本会の秩序をみだす行為があったとき。

2.前項により除名が決定した正会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

第11条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- （4）1年以上会費を滞納したとき
- （5）除名されたとき
- （6）総会員の同意があったとき

第12条（抛出金品の不返還）

既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 附則

第13条（改廃）

本規程は、総会決議により改正するものとする。

第14条（その他）

この規程は、当法人の設立の登記の日から施行する。